社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、地域住民やボランティア、福祉団体等が主体となり高齢者や障害者、子育ての当事者、乳幼児等が地域で孤立しないよう、気軽に集えるふれあい・いきいきサロン（以下｢サロン｣という。）を開設し、当事者間の交流の場と仲間づくりを図るとともに地域住民が福祉活動に参加することで、明るく住みよい福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

（事業主体）

第２条　社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、伊勢市内の自治会、民生委員児童委員、主任児童委員、ボランティア、福祉団体、地域住民、その他この事業に理解と熱意のある者の協力を得て、事業の運営を行う。

（事業を実施する場所）

第３条　事業を実施する場所は、地域の施設等とする。

（対象者）

第４条　事業の対象者は、次のとおりとする。

1. ６５歳以上の高齢者
2. 就学前の子育て中の親子

　（３）身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者

（事業助成）

第５条　社協は、この事業の実施に係る経費として、材料費や消耗品費、菓子代及び

お茶代等の助成を次のとおり行う。

（１）助成基本額として、サロン開催時の参加人員に１人当たり１００円を乗じた額を助成する。但し、1回あたりの助成は３０人を限度とするが、年度内繰越しは可とする。

（２）サロン活動については、継続的な活動を前提とし、概ね月１回以上の活動を行うものとする。なお、相応の理由が認められる場合はその限りではない。

（３）参加者は、概ね５人以上とし、地域の規模や会場スペースに応じたものとする。

（４）サロンを新規で設置した場合に設置月より1年間に限り、事業を定着させるために、サロン1回の開催に当たり１，０００円を加算助成する。

（５）助成は、原則月１回（年度１２回まで）とする。

（６）サロンを開催する場合に、社会福祉法人全国社会福祉協議会の社協の保険ふれあいサロン・社協行事傷害補償Ａプランに加入する。保険料は社協が負担する。

　（事業助成の申請及び報告）

第６条　事業助成を希望するものは、事業の実施前にふれあい・いきいきサロン活動助成申請書（様式第１号）を社協に提出し、助成見込額を前払い請求することができる。

**２**　事業を実施したものは、2週間以内にふれあい・いきいきサロン活動報告書、ふ

れあい・いきいきサロン参加者名簿（様式第２号）に助成対象経費の領収証（原本）を添付して社協に提出しなければならない。

３　事業を実施するにあたり、開催場所や人数が変更になる場合は事前に社協に報告

しなければならない。

（助成の決定）

第７条　会長は、申請団体より助成申請書を受理したときは、第５条に定める事業助成に適合するかどうかを審査し、助成金交付の可否を決定する。

２　会長は、申請団体及び仮払交付額を決定した時は、ふれあい・いきいきサロン仮払金交付決定通知書（様式第３号）を申請団体に通知する。

３　会長は、仮払金の不交付を決定した時は、ふれあい・いきいきサロン仮払金不交

付決定通知書（様式第４号）を当該団体に通知する。

（助成金の交付）

第８条　助成金の交付を可としたときは、半期前払いで年2回（前期、後期）交付する。但し、余剰及び、不足が生じた場合は年度末に精算する。

（助成金の返還）

第９条　助成を受けた団体が、次に揚げるいずれかに該当するときは、助成金の金額又は、一部を返還しなければならない。

（１）対象事業を実施せず、又は実施する意思が認められないとき。

（２）対象事業を中止し、完了する見込みがないとき。

（３）助成金を目的以外に使用したとき。

（４）年間助成見込額に余剰金が生じたとき。

（その他）

第１０条　事業の実施にあたっては、社協と連携を取り合い、事業の円滑な運営や参

加者の呼びかけ、拡大、協力者の確保など目的のための努力を行うものとする。

第１１条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、社協会長が定めるものとする。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、平成１８年４月１日から施行する。

　この要綱は、公布の日から施行し、平成１９年４月１日から施行する。

　この要綱は、公布の日から施行し、平成２１年４月１日から施行する。

　この要綱は、公布の日から施行し、平成２２年４月１日から施行する。

　この要綱は、公布の日から施行し、平成２５年１０月１日から施行する。